

別表第1（第2条関係）：食品表示基準の対象となる加工食品

- 1 麦類  
精麦
- 2 粉類  
米粉、小麦粉、雑穀粉、豆粉、いも粉、調製穀粉、その他の粉類
- 3 でん粉  
小麦でん粉、とうもろこしでん粉、甘しょでん粉、ばれいしょでん粉、タピオカでん粉、サゴでん粉、その他のでん粉
- 4 野菜加工品  
野菜缶・瓶詰、トマト加工品、きのこ類加工品、塩蔵野菜（漬物を除く。）、野菜漬物、野菜冷凍食品、乾燥野菜、野菜つくだ煮、その他の野菜加工品
- 5 果実加工品  
果実缶・瓶詰、ジャム・マーマレード及び果実バター、果実漬物、乾燥果実、果実冷凍食品、その他の果実加工品
- 6 茶、コーヒー及びココアの調製品  
茶、コーヒー製品、ココア製品
- 7 香辛料  
ブラックペッパー、ホワイトペッパー、レッドペッパー、シナモン（桂皮）、クローブ（丁子）、ナツメグ（肉桂）、サフラン、ローレル（月桂葉）、パプリカ、オールスパイス（百味こしょう）、さんしょう、カレー粉、からし粉、わさび粉、しょうが、その他の香辛料
- 8 めん・パン類  
めん類、パン類
- 9 穀類加工品  
アルファー化穀類、米加工品、オートミール、パン粉、ふ、麦茶、その他の穀類加工品
- 10 菓子類  
ビスケット類、焼き菓子、米菓、油菓子、和生菓子、洋生菓子、半生菓子、和干菓子、キャンデー類、チョコレート類、チューインガム、砂糖漬菓子、スナック菓子、冷菓、その他の菓子類
- 11 豆類の調製品  
あん、煮豆、豆腐・油揚げ類、ゆば、凍り豆腐、納豆、きなこ、ピーナッツ製品、いり豆、その他の豆類の調製品
- 12 砂糖類  
砂糖、糖蜜、糖類
- 13 その他の農産加工品  
こんにゃく、その他1から12に分類されない農産加工食品
- 14 食肉製品  
加工食肉製品、鳥獣肉の缶・瓶詰、加工鳥獣肉冷凍食品、その他の食肉製品
- 15 酪農製品

牛乳，加工乳，乳飲料，練乳及び濃縮乳，粉乳，発酵乳及び乳酸菌飲料，バター，チーズ，アイスクリーム類，その他の酪農製品

16 加工卵製品

鶏卵の加工製品，その他の加工卵製品

17 その他の畜産加工品

蜂蜜，その他 14 から 16 に分類されない畜産加工食品

18 加工魚介類

素干魚介類，塩干魚介類，煮干魚介類，塩蔵魚介類，缶詰魚介類，加工水産物冷凍食品，練り製品，その他の加工魚介類

19 加工海藻類

こんぶ，こんぶ加工品，干のり，のり加工品，干わかめ類，干ひじき，干あらめ，寒天，他の加工海藻類

20 その他の水産加工食品

その他 18 及び 19 に分類されない水産加工食品

21 調味料及びスープ

食塩，みそ，しょうゆ，ソース，食酢，調味料関連製品，スープ，他の調味料及びスープ

22 食用油脂

食用植物油脂，食用動物油脂，食用加工油脂

23 調理食品

調理冷凍食品，チルド食品，レトルトパウチ食品，弁当，そうざい，他の調理食品

24 その他の加工食品

イースト，植物性たんぱく及び調味植物性たんぱく，麦芽及び麦芽抽出物並びに麦芽シロップ，粉末ジュース，その他 21 から 23 に分類されない加工食品

25 飲料等

飲料水，清涼飲料，酒類，氷，他の飲料